

松財市第192号
令和元年10月1日

各位

松戸市長 本郷谷 健次
(公印省略)

法人市民税の納期限等の延長について

平素は、税務行政にご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和元年台風15号により、甚大な被害を受けている地域の皆様におかれましては、心からお見舞い申し上げます。

さて、本市では、被災地域の納税者様を対象に、「令和元年台風15号における市税に関する申告期限等の延長について」(令和元年10月1日付け松戸市告示第156号)の措置を講じ、納期限を延長することとしました。

記

1 対象となる法人

令和元年9月9日において、松戸市内に従たる事務所等を有し、別紙記載の指定地域の市区町村に主たる事務所等を有する法人

2 納期限の延長について

延長後の納期限は、決定次第、改めてご案内いたします。

3 従来どおり申告納付をすることも可能です。

一刻も早い復旧、復興を心からお祈り申し上げます。

問合せ先
松戸市 財務部 市民税課
電話 047 - 366 - 7136 (直通)

【別紙】

指定地域

千葉市中央区、千葉市花見川区、千葉市稲毛区、千葉市若葉区、千葉市緑区、
銚子市、館山市、木更津市、茂原市、成田市、
佐倉市、東金市、旭市、勝浦市、市原市、鴨川市、君津市、
富津市、四街道市、袖ヶ浦市、八街市、印西市、富里市、
南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、大網白里市、
印旛郡酒々井町、印旛郡栄町、香取郡神崎町、香取郡多古町
香取郡東庄町、山武郡九十九里町、山武郡芝山町、
山武郡横芝光町、長生郡一宮町、長生郡睦沢町、長生郡長生村、
長生郡白子町、長生郡長柄町、長生郡長南町、夷隅郡大多喜町、
安房郡鋸南町